

物価高騰対策の強化を求める意見書（案）

国際情勢の急激な変化や急速な円安の進行によるエネルギー価格の高騰が長期化していることに加え、原材料費や物流費の高騰に伴い食料品等を始めとする物価高騰も継続しており、県民の生活、企業等の産業活動はもとより、価格転嫁による対応が困難な教育や医療・介護・保育等のサービスにも重大な影響を及ぼしている。

国においては、令和4年度、低所得者に対する給付金、電気・ガス料金の激変緩和対策のほか、地方公共団体に対し地方創生臨時交付金を措置するなど物価高騰対策を講じており、本県においても、当該交付金を活用し幅広く生活者や事業者の支援に取り組み、生活者・事業者の負担軽減に確実な成果を上げている。

しかしながら、夏以降も燃料や食料品等の値上げが相次ぎ、実質賃金が前年度を下回る状況が続いており、さらに、エネルギー価格及び物価の高騰が早期に改善する見込みはなく、加えて10月よりインボイス制度が導入されることで中小企業や個人事業主の負担が増すことから、地域の住民や産業を守る取組を継続・拡充していくことが求められている。

よって、国においては、エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける生活者や事業者を継続的に支援するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 電気・ガス価格激変緩和対策について、当面12月使用分まで延長するとされている措置を、物価高騰が改善されるまで、継続して実施すること。
- 2 地方公共団体が地域の実情を考慮した効果的な支援を実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額すること。
- 3 円安の進行を食い止め、円の価値を高めることにつながるよう外交努力を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史
(提出者)

經濟警察委員會委員長 川畑 哲哉

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

外務大臣

經濟産業大臣

農林水産大臣

内閣官房長官